

伊 勢 市 公 報

第 70 号
平成 20 年 10 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
公平委員会規則	
○ 伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程	4
消防本部訓令	
○ 隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する	6
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 道路の区域変更について	9
○ 道路の供用開始について	10
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11

伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 18 日

伊勢市公平委員会委員長 牛 場 ま り 子

伊勢市公平委員会規則第 1 号

伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員団体の登録等に関する規則（平成 18 年公平委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「法第 54 条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「法第 54 条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 3 条第 1 項」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「地方公務員法第 54 条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この附則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成 20 年 9 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第 8 号

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程
伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程(平成 17 年伊勢市訓令第 20 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「15 人」を「10 人」に改め、同条第 2 項中第 2 号を削り、
第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 3 号とし、
第 9 号から第 15 号までを 5 号ずつ繰り上げる。

第 4 条中第 2 項中「会計管理者」を「財務政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

平成 20 年 9 月 19 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

伊勢市消防本部訓令第6号

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「毎8日間につき2日及び52週間につき13日」を「毎4週間につき8日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程(以下「改正後の訓令」という。)の規定にかかわらず、改正後の訓令により平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において消防職員の勤務日数に不均衡が生じる場合は、任命権者は、他の職員との均衡上必要と認められる限度において必要な調整をすることができる。

伊勢市告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、鹿海町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 20 年 9 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藪 谷 茂

伊勢市鹿海町 320 番地

変更後 奥 野 美 男

伊勢市鹿海町 1249 番地 3

伊勢市告示第 68 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 9 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野 11 号線	小俣町明野 1538 番 4 地先から 小俣町明野 1585 番 1 地先まで	旧	4.0	50.8
			新	4.0~7.5	52.6

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 69 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 9 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣明野 11 号線	小俣町明野 1538 番 4 地先から 小俣町明野 1585 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 9 月 24 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 9 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
287	株式会社 増川配管設備	津市河芸町千里ヶ丘 38 番 地 7	平成 20 年 9 月 18 日
288	尾上管工業	松阪市上川町 3113 番地 1	平成 20 年 9 月 19 日